【資料 12】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 12 月 18 日
第 14 回条例検討会資料

第 13 回条例検討会のまとめについて

１．第 12 回検討会のまとめについて

・【資料１】のとおり了承された。

２．条例（たたき案）について

≪重点事項１≫相談機関・調整委員会・条例推進会議の所掌事務に追加すべきものはないか？

【主な意見】

○　相談機関

・　相談機関のスーパーバイザーとして障がい者団体もしくは家族会の方にご参加いただけないか。

・　相談員の対応方法として、一つの事例に対して複数の相談員で取組む方がいいのではないか。

・　さいたま市と同様に、虐待や差別など様々な相談が一つの窓口でできる方がよいのではないか。

⇩

【再検討（案）】

○　相談機関

・　相談機関等については、第１１条の規定のとおりです。民間事業者等が何か困りごとがあった時の支援策として、相談機関に相談できることとし、助言・あっせんの申立てもできることとします。なお、相談機関等の詳細については、今後議論していきます。

○　条例推進会議

・　附属機関（条例推進会議）は、地方自治法上、行為の主体にはなれないため、情報発信や人材育成などを行うことはできません。そのため、相談機関で情報発信等を行うことができるか、今後検討します。

≪重点事項２≫差別を行ったとされる側が、①相談・③助言・あっせんの申立てをすることができることについて、どのように考えるか。

【主な意見】

・　（特になし）

【再検討（案）】

・　民間事業者等が何か困りごとがあった時の支援策として、相談機関に相談できることとし、助言・あっせんの申立てもできることとする。

≪重点事項３≫⑧助言・あっせんの対象になる可能性がある市（市長）が⑧助言・あっせんを行ってよいか？中立性が保てるか？調整委員会が助言・あっせんを行うべきか？

【主な意見】

・　調整委員会が助言・あっせんの進言をするといっても、最後は市長の判断にゆだねられているということになればそこは疑義がでてくる。調整委員会が行うべき。

・　助言・あっせんの判断は調整委員会が行うが、助言・あっせんを市長が行う場合と調整委員会が行う場合に何か違いはあるのか。

・　市長の諮問を受け、調整委員会が助言・あっせんについて審議する。その審議の対象が市であった場合、他の自治体では何か工夫しているのか。

【再検討（案）】

・　市長が助言・あっせんを行う場合の他都市の考え方を確認して、次回議論することとする。

≪重点事項４≫合理的配慮に関する事案については、話し合いにより解決を図ることとし、申立ての対象から除くことが考えられるが、どのように考えるか。

【主な意見】

・　合理的配慮の不提供の事案も申立て対象とすべき。

【再検討（案）】

・　申立ての対象は、不利益的取扱い事案・合理的配慮に関する事案を含む「相談

機関による調整が図られない場合」という事務局案どおりとする。

≪重点事項５≫公表について条例に盛込むべきか？

【主な意見】

・　誰が見てもあまりにもひどい差別、或いはあまりにもひどい不利益取扱・合理的配慮の不提供にあたる事例について公表しようというもの。公表を盛込むべき。

【再検討（案）】

・　公表までの手続としては、第１３条・第１７条・第１８条第２項第１号において、弁明の機会を 3 回設けており、手続きは慎重を期す必要があると考えています。誰が見ても差別に該当し、非常に悪質な場合について、公表することとします。

≪重点事項６≫民間事業者に対する合理的配慮を法的義務・努力義務規定のどちらとするか？

【主な意見】

○　法的義務とすべきという意見

・　差別を行ったとされる側が相談や申立てができることは、民間事業者に配慮したものと言える。

・　合理的配慮を法的義務とすることは、両者の対立を生むものではなく、むしろ建設的対話を開始するスタートラインに着くために必要なこと。誤解と偏見と障がい特性に対する無理解をなくすため、話し合いを行うということが大事。努力義務では話し合いに応じない場合が考えられる。

・　法的義務とすることで、より厳粛に受け止められたり、また相談機関が充実していることもあって、自分たちが考えが至らなかったり理解がなかったがためにした過ちというか思い違いのようなことが正されて、企業としてもよりよくなるきっかけになる可能性がある。

・　条例施行したとき、なぜ法的義務なのかを行政が市民の皆さんに丁寧に説明する必要がある。

・　法的義務とすることは、障がいのある人への理解を深めるきっかけとなる。

・　合理的配慮の提供は、過度な負担を伴わないものであり、支援策が必要なもの

は過度な負担であることを明確にし、法的義務とすべき。

・　法的義務の目的は、何かを強要するとか、社会的な制裁を加えるということではない。相互理解を深める話し合いを行うために必要だと考えている。

・　環境整備の問題は合理的配慮から除くということが明確なのであれば、あまり事業者の方にとって、これを法的義務にしたからといって大きな負担にはならないのではないか。

○　努力義務規定とすべきという意見

・　千葉県の事例の解決方法であれば、努力義務でもいいのではないか。

・　合理的配慮の不提供の禁止が努力義務であっても助言・あっせん、勧告・公表の対象となるということであれば、それこそ建設的対話の枠組みのスタートラインにつくために努力義務でも足りるのではないか。また、努力義務と言ってもかなり事業者の方々に対する感銘力というのは大きいものがある。

○　その他

・　合理的配慮については、民間事業者の規模によってもその捉え方は変わってくるだろうし、抽象的な部分もかなりありますので、理解するには相当時間がかかるものだろうと思われる。

・　求めに応じて合理的配慮を提供することは、障がい者の主体性を重んじる意味で大事だと思うが、求めることが難しい障がい者もいるので、そういった方がきちんと声を上げられる環境を整えていく必要がある。

【再検討（案）】

・　民間事業者に対する合理的配慮は、市と同様、法的義務とします。ただし、話し合いによる相互理解での解決を優先すること、支援策あるいは猶予期間などを条例に盛込み、事業者の方々の不利益にならないようにします。また、法的義務とすることは、市民に対して差別をしないという強烈なメッセージを発し、皆さんに関心を持ってじっくりこの意味を考えてもらう機会になると考えます。

≪重点事項７≫合理的配慮の不提供の禁止について、市・事業者のみを対象としているが、市民も含めるべきか？

【主な意見】

・　他都市で「何人」もという表現をしているので、新潟市も「何人」もとして個人も含めるべき。

・　家族が合理的配慮の不提供を行っている事例が多くあることから、家族を含む個人を対象とすべき。

・　家族の問題にこうした相談窓口や調整機関が関わることができるのかという疑問、また家族の問題については、かなり専門性が高く、市の条例で用意するあっせんの枠組みで裁ききれるのかという疑問がある。もう少し慎重に考えるべき。

・　合理的配慮については、障害者権利条約で「特定の場合において必要とされるもの」としているが、「何人も」と規定すると、特定の場合でなくなる感じがして違和感を覚える。また家族を対象にできるのかという問題もあり、かなり慎重に考えるべき。

⇩

【再検討（案）】

・　個人が対象になる場合の課題について、関連資料を出して次回議論することとする。

３．その他

（１）合理的配慮義務の発生要件

・　角家委員より、障がい者の「意思表示（求め）」を合理的配慮義務の発生要件とすべきではない（「弁護士会意見書 その１」）という主旨の説明があった。

⇩

【まとめ】

・　次回に持ち越すこととする。

（２）相談体制

・　指導員１名、相談員 20 名の他に、相談の窓口として、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員を加えるべきではないか。

・　①指導員、②相談員、③身体・知的障がい者相談員という３層構造になると、迅速

に機能しない恐れがある。基幹相談支援センターに配置している相談員の強化を図るべきではないか。

【まとめ】

・　事務局でしっかりと検討していただきたい。